

各国の意匠の表現方法について

(各国の意匠の表現に関するガイドライン等)

I. 日本

『意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き(平成 23 年改訂意匠審査基準対応版)』(平成 23 年 8 月 特許庁)における意匠の開示に関する規定(抜粋)

図面の記載の基本(抜粋)

A. 形態の特定に必要な図について

2A.1 様式で定められた作図方法の種類、基本的な留意点

(1) 形態の特定に必要な図の作図方法の種類

- ①意匠が立体状の形態の場合には、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図を一組として(以下、「一組の6面図」と称します。)表すことが基本です。(様式6 備考8)
- ②意匠が立体状の形態の場合に、上記の一組の6面図に代えて(一部の図又は全図について)、等角投影図法、斜投影図法によって表した図とすることができます。(様式6 備考9)
- ③意匠が平面的な形態の場合は、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図を一組とします。(様式6 備考10)
- ④上記の図面だけでは、その形態を十分表すことができないときには、断面図、拡大図、斜視図等を加えることが必要です。(これらの図も必要図となります。)(様式6 備考14)
- ⑤一組の6面図等に代えて、意匠を現した写真、ひな形又は見本を提出することもできます。

(2) 作図上の基本的な留意点

- ①線の太さは、実線及び破線は約0.4 mm、切断面を表す平行斜線及び鎖線は、約0.2mmで描きます。(様式6 備考5)
- ②各図(正面図、背面図、参考図等の全図について)は、それぞれ横150 mm、縦113mm以内の大きさで描きます。(様式6 備考6)
- ③図形(参考図である図を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはなりません。(様式6 備考7)(「陰」については、2A.5(8)立体表面の形状を特定する「陰」参照)
例えば、工業製図に見られる隠れ線(外観に表れない内部、あるいは裏側の

形状を表す破線)を必要図に描いてはなりません。

- ④通常の使用において、正面性や天地等の方向性が定まっている物品の作図については、その方向性に従った図を描くことが望まれます。
- ⑤一部の図を写真に代えることもできますが、その場合、モノクロ写真でも各部の濃淡等が表れますので、形状のみを表した図とは整合せずに意匠が特定しない恐れがあります。写真と図との整合性に注意が必要です。なお、1つの図を、線図と写真との合成で作図することはできません。(C. 図面代用写真 参照)

2A.2 正投影図法による作図

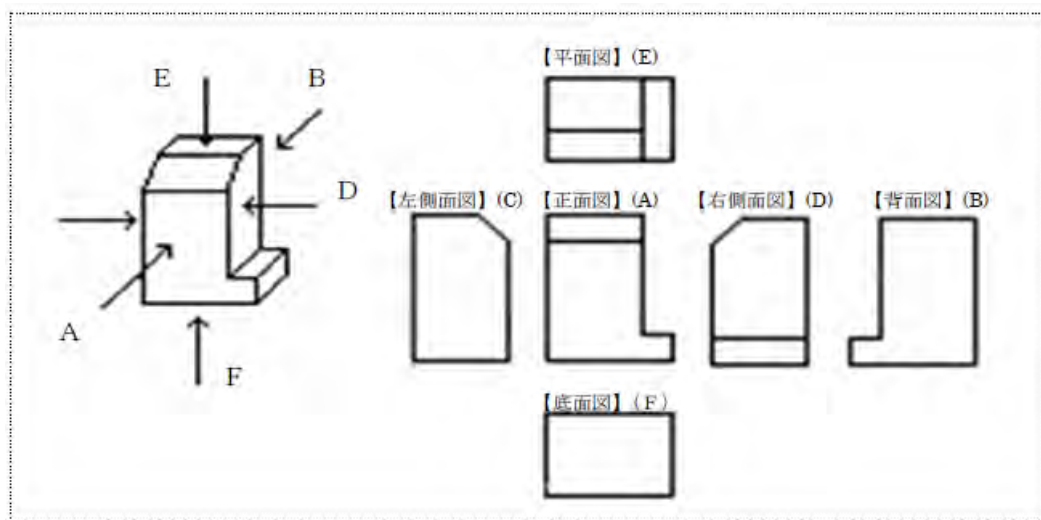
正投影図法は、立体状の形態について、隣り合う面が相互に直角である6方向の面に投影した形状を、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図として描きます。JIS規格「製図」における正投影図と、隠れ線を描かない点を除けば同じです。

(1) 正投影図法による作図の場合の留意点

- ①各図同一縮尺とします。
- ②一組の6面図において、次の場合は、図の記載を省略することができます。
 - ・正面図と背面図が同一形又は対称形である場合は背面図を省略できます。
 - ・左側面図と右側面図が同一形又は対称形である場合は一方の側面図を省略できます。
 - ・平面図と底面図が同一形又は対称形である場合は底面図を省略できます。

なお、図を省略した場合は、「背面図は正面図と対称につき省略する」等の省略している旨を【意匠の説明】の欄に記載することが必要です。

〔図 1.2-1〕立体物の各面を正投影図として描いた例



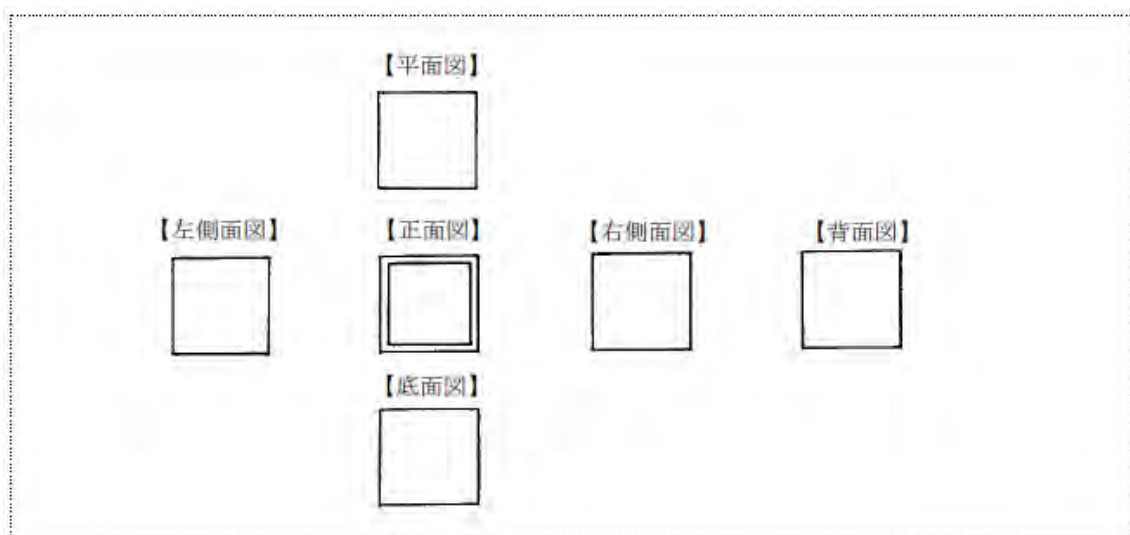
2A.5 その他の図の作図

前述の各図法によって一組の6面を表したとしても、各面に凹凸がある等のため、その形態を十分に表現できない場合があります。

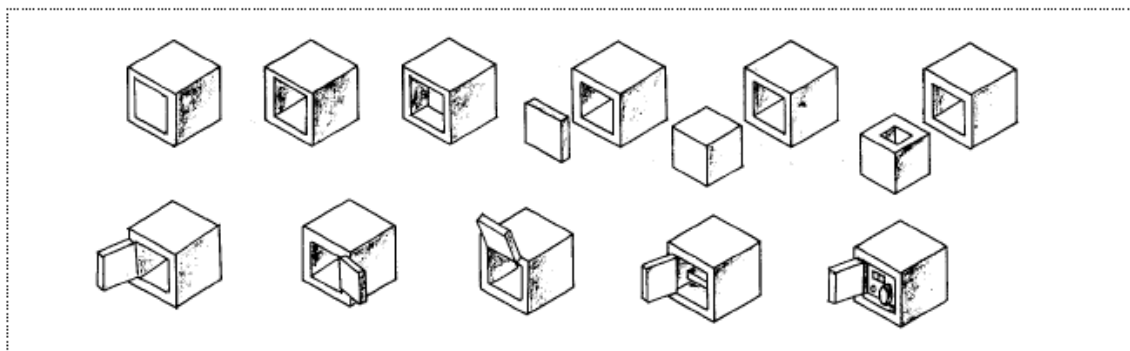
例えば、〔図1.2-15〕の「一組の6面図」からは、〔図1.2-16〕のように多くの形態が想起できることになり、したがって、「一組の6面図」だけでは、特定の形態を十分表現したことにはなりません。そこで、出願意匠の多様な形態に合わせて、【展開図】、【断面図】、【切断部端面図】、【拡大図】、【斜視図】等を加えることによって特定の形態を十分表現する必要があります。（様式6 備考14）

このように「一組の6面図」だけではその意匠を十分表現することができないときに加える図は、「一組の6面図」と共に、特定の形態を表現する上で必要な図となります。

〔図 1.2-15〕一組の6面図のみの図面の例



〔図 1.2-16〕上記の図面から想起できる形態の例（この図の物品が何であるかを考慮せず、純粹に形態だけを考えれば、多様な形態が考えられます。）



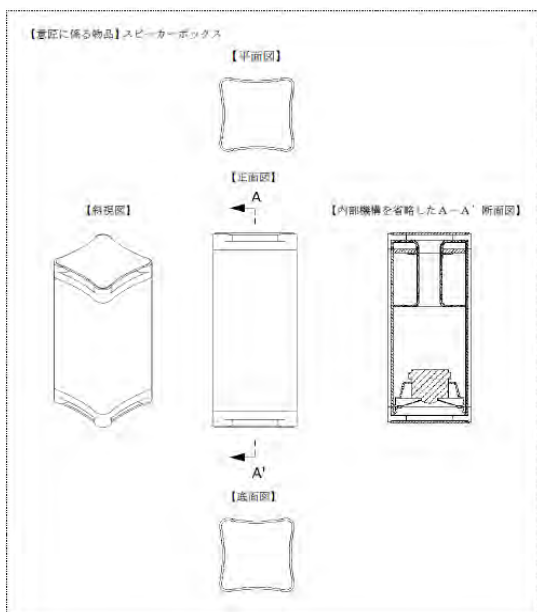
(2)【断面図】

外観の凹凸の態様を正確に表現するには断面図が有効です。次ページの「スピーカーボックス」の例では、一組の6面図等だけでは、上下の間隙部の構成態様が不明です。それら不明点は断面図によって明確にすることができます。

〔断面図作成の留意点〕

- ①1つの断面図から凹凸の形態全体を表現できないときは、縦断面、横断面、異なる位置の断面等、複数の断面図が必要になります。
- ②どの部分の断面かを示すために、「一組の6面図」中の1図に切断箇所を約0.2 mmの太さの鎖線で描き、その鎖線の両端には符号をつけて切断面を描いた方向を矢印で示します。このとき、鎖線等が図形に触れないように注意してください。(様式6 備考5、15)
- ③切断面(肉厚面等)には約0.2 mmの太さの平行斜線を引きます。(様式6 備考5、15)
- ④意匠は、物品の外観形態ですから、内部機構そのものを表す必要がない場合は省略することができます。その場合、図の表示を【内部機構を省略した(または「内部機構の概略を示す」)断面図】とします。
- ⑤断面図には、切断面を描いた方向に現れる外観(物品を実際に切断し、その切断面を正面に向けたとき現れる外観)も描く必要があります。(「スピーカーボックス」の断面図の例では、隅丸四角柱状の4つの稜部の輪郭線等が、切断面を描いた方向に現れる外観として描かれています。)

〔図 1.2-19〕【断面図】の記載例



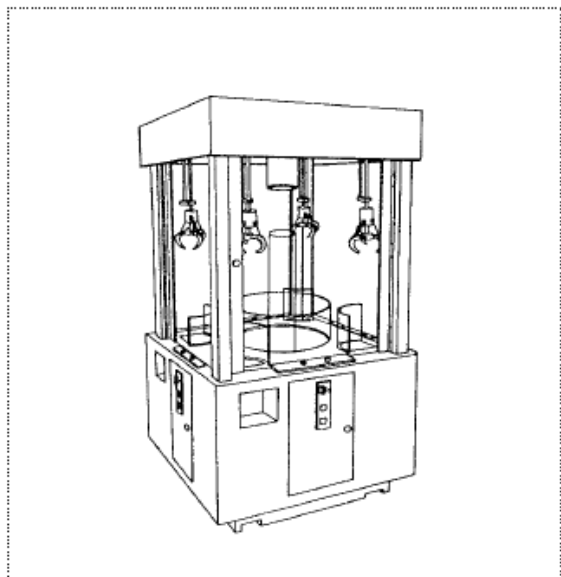
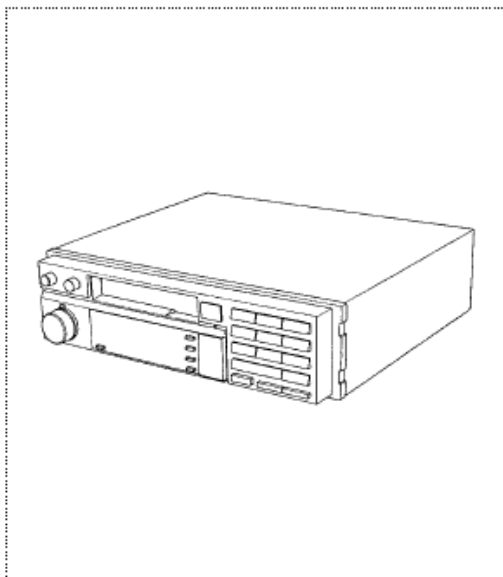
(6)【斜視図】(等角投影図、キャビネット図、カバリエ図を除く)

斜視図は、単に斜め方向から看取できる形態を表した図一般を指します。前述した等角投影図、キャビネット図、カバリエ図も含まれますが、これらの図以外の斜視図を「一組の6面図」に代えるものとすることはできません。しかし、これら以外の斜視図は、その斜角を定める規定もなく、対象物品に応じた描き方ができるので、有用な図と言えます。特に、凹凸を表すには有効であり、その場合の斜視図は、一組の6面図等で凹凸の態様が十分表現できない場合の必要図となります。また、一組の6面図のように形態を正確に表せない短所がありますが、物体が人間に見える様子に近い形を一図で表現できるという長所を持っていますので、意匠の要旨を表現する図として有用です。

〔【斜視図】作成の留意点〕

- ①意匠出願の図面に斜視図を記載する場合は、正投影図法によって表す6面を斜め方向から観察した場合の形態を表すものとします。
- ②一組の6面図によって表される形態との整合性をできるだけ取る必要があります。凹凸部分を表すことを主目的としたものであっても、斜視図全体が一組の6面図と整合が取れていないと、一組の6面図により表された形態における凹凸の態様を表したものとすることができない場合があります、その結果、形態が不明確であることになります。

〔図 1.2-30〕【斜視図】の記載例



Ⅱ. ハーグ協定ジュネーブアクトにおける意匠の開示の規定について

(1) 共通規則における規定

①第9規則 意匠の複製物

(1)[意匠の複製物の形式と数] (a) 意匠の複製物は、出願人の選択により、意匠そのもの又は意匠を構成する一若しくは二以上の製品の写真又は他の図示の形式とする。同一の製品は異なる角度から示すことができる。異なる角度から見た図は、別の写真若しくは他の図において表さなければならない。

(b) 複製物は、実施細則に定める部数を提出する。

(2)[複製物に関する要件] (a) 複製物は、意匠のすべての詳細をはっきりと認知でき、公開できる品質のものとする。

(b) 複製物で示されているが保護は求められていない事項は、実施細則に定めるように示すことができる。

(3)[要求される図] (a) (b)の規定を条件として、意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は意匠が使用される一若しくは二以上の製品についての特定の複数の図を要求する 1999 年アクトに拘束される締約国は、要求する複数の図及びそれらの図を要求する場合を特定して、その旨を宣言により事務局長に通知する。

(b) 締約国は、意匠若しくは製品が二次元である場合には一つの図より多く又はその製品が三次元の場合には六つの図より多く図を要求することができない。

(4)[意匠の複製物に関する理由に基づいた拒絶] 締約国は、(3)(a)の定めるところによりその締約国によって通知された要件に追加する意匠の複製物の形式に関する要件又はこれと異なる当該要件がその法令に基づいて満たされていないことを理由に、国際登録の効果を拒絶することができない。ただし、締約国は、国際登録に含まれている複製物が意匠を十分に開示するために十分でないということを理由に、国際登録の効果を拒絶することができる。

(2) 実施細則における規定

①セクション 404 写真および他の図的表現に関する要件

(a)提供された写真は専門的水準によるものであって、且つすべての縁は直角に切り取られていなければならない。また、意匠は無彩色且つ無地の背景に表されなければならない。インクや修正液で修正された写真は認められない。

(b) 図的表現は専門的水準によるものであって、製図道具または電子的手段により作成されたものでなければならない。さらに、当該出願が書面によりされた場合には、白色不透明の紙に表されなければならない。且つすべての縁は直角に切り取られていなければならない。表された意匠は、起伏を表すために陰影及び斜線を含んでもよい。

電子的手段により作成された図的表現は、もしその背景が無彩色且つ無地であって、すべての縁が直角に切り取られているのであれば、認められる。

②セクション 401 複製物の提出

(a) 一の且つ同一の国際出願であれば、白黒またはカラーによる写真と他の図的表現の両方を包含することができる。

(b) 国際出願に付された複製物は、複製物毎に一の写しを提出する。

(c) 書面で出願された国際出願に付された写真または他の図的表現は、白色不透明のA4紙の個別シートに直接貼り付けるか、印刷する。紙の個別シートは縦にして使うものとし、25以上の複製物を含めない。

(d) 国際出願に付された複製物は、それらが公開される際に出願人が希望する向きで配置されなければならない。当該出願が書面にてなされた場合、各々の意匠の複製物の周囲には少なくとも5ミリ以上の余白を残さなければならない。

(e) 各々の複製物は、直角四角形の範囲内に収めなければならない。そこには他の複製物や他の複製物の一部、および数字を含めてはならない。写真や他の図的表現は、いかなる方法においても折りたたまれたり、ステープルで留められたり、あるいは印をつけたりしてはならない。

③セクション 402 意匠の表現物

(a) 写真及び他の図的表現には意匠のみ、または意匠が適用されるものに関する製品のみが表されるものとし、他のいかなる対象物、装飾、人や動物も排除する。

(b) 写真や他の図的表現により表される各々の意匠の表現物の寸法は、16×16センチメートルを超過してはならない。また、それらの寸法のうちの1つは3センチメートル以上なければならない。電子的手段による国際出願の出願に関して、国際事務局は、これらの最大および最小の寸法についての保証を確実なものとするために、データフォーマット(それらの詳細は公報で公表されるものとする)を確立してもよい。

(c) 下記のものは受理されない。

- (i) 製図、特に軸線と寸法を備えたもの
- (ii) 説明文あるいは凡例

④セクション 403 権利放棄

複製物の中に表されるが、その保護を求めないものについては、以下の方法であれば、表されていてもよい。

- (i) ルール 7(5)(a)に関する説明の中で、及び／又は
- (ii) 点線または破線

⑤セクション 404 写真および他の図的表現に関する要件

- (a) 提供された写真は専門的水準によるものであって、且つすべての縁は直角に切り取られていなければならない。また、意匠は無彩色且つ無地の背景に表されなければならない。インクや修正液で修正された写真は認められない。
- (b) 図的表現は専門的水準によるものであって、製図道具または電子的手段により作成されたものでなければならない。さらに、当該出願が書面によりされた場合には、白色不透明の紙に表されなければならない、且つすべての縁は直角に切り取られていなければならない。表された意匠は、起伏を表すために陰影及び斜線を含んでもよい。電子的手段により作成された図的表現は、もしその背景が無彩色且つ無地であって、すべての縁が直角に切り取られているのであれば、認められる。

⑥セクション 405 複製物の番号付与

- (a) 複数の国際出願に対して定めた番号は、各々の写真あるいは他の図的表現の余白に表す。同一の意匠が複数の角度から表される場合には、番号はドットによって二つに分けられた数字(たとえば、一番目の意匠に対しては、1.1、1.2、1.3 等、二番目の意匠に対しては 2.1、2.2、2.3 等)を含める。
- (b) 複製物は数字の昇順に提出する。

⑦セクション 406 見本に関する要件

- (a) 一の国際出願の中に付された二次元の見本については、そのサイズ(広げられた状態)において 26.2 センチメートル×17 センチメートルを、重さにおいては 50 グラムを、あるいは厚さにおいては 3 ミリメートルを越えてはならない。そのような見本は A4 紙のシートに貼り付けられ、番号はセクション 405(b)に従って付される。国際事務局に提出された場合、当該見本に対応する各々の複製物には、同一の番号が割り当てられる。
- (b) 見本を入れた荷物の寸法はいずれも 30 センチメートルを越えてはならない。また、荷物及びその包装容器の重量は 4 キログラムを超えてはならない。
- (c) 腐敗しやすい製品、あるいは保管に際し危険性のある製品は受理されない。

Ⅲ. 米国における意匠の開示に関する規定について

1. 米国意匠ガイドライン(日本語仮訳)

意匠の表現及び願書記載事項に関する箇所を抜粋

意匠特許出願の構成要素

意匠特許出願の構成要素には、下記のものを含めるべきである。

- (1) 出願人の名前、意匠の名称、ならびに意匠が具現されている物品の特性および意図される用途の簡単な説明を明記する、前文。
- (2) 図面の図の説明。
- (3) 形態の説明(任意)。
- (4) 単一のクレーム。
- (5) 図面または写真。
- (6) 署名済み宣誓書または宣言書。

さらに、特許規則 § 1.16 (f)に定められている出願手数料も必要である。出願人が小規模事業者(独立した発明者／創作者、中小企業または非営利組織)である場合、出願手数料は半額に減額される。

前文

前文(含まれる場合)には、出願人の名前、意匠の名称、ならびに意匠が具現されている物品の特性および意図される用途の簡単な説明を明記すべきである。前文に含まれたすべての情報は、権利請求された意匠が特許可能とみなされた場合、特許に印刷される。

名称

意匠の名称は、一般に知られた、公衆により使用される名前により、意匠が具現されている物品を特定するものでなければならない。販売名は名称として不適切であり、使用すべきではない。実際の物品の説明的な名称は、審査官が先行例の調査の十分な範囲を判断する際に役に立つ。また、新しい出願に適切なクラス、サブクラスおよび特許審査官を割り当てる、さらに出願の特許許可時に適切な特許分類を割り当てる際にも有用である。加えて、特許が公告された後、意匠を具現する物品の特性および用途を公衆が理解する上でも役に立つ。それゆえ、出願人は具体的かつ説明的な名称を提示することが望ましい。

図の説明

図の説明は、図面のそれぞれの図が表現しているもの、即ち正面図、平面図、斜視図などを表示する。

図面の簡単な説明を除き、明細書におけるあらゆる意匠の説明は、基本的に不要である。なぜなら原則として、図面は意匠の最良の説明だからである。しかし、特別な説明は要求されていないが、禁じられてもいない。

図の説明に加え、下記の種類の陳述が、明細書において許容される。

1. 権利請求された意匠における、図面開示に描写されていない部分の外観の説明（即ち、「右側正面図は、左側の鏡像である」）。
2. 権利請求された意匠の一部を構成しない部分で、図示されていない部分を権利放棄する旨の説明。
3. 図面において破線で示された周辺環境構造は、特許権を求める意匠の一部ではないことを指摘する陳述。
4. 前文に含まれていない場合は、権利請求された意匠の特性および周辺環境用途について述べる説明。

単一のクレーム

意匠特許出願は、単一のクレームしか含めることができない。クレームは、意匠が具現または応用されている物品に関して、出願人が特許を求める意匠を特定する。クレームは、「表わされた、（意匠が具現または応用されている物品）に係る装飾的意匠」について正式な表現で記載されなければならない。クレームにおける物品の説明は、専門用語上、その発明の名称と一致しなければならない。

明細書に意匠の特別な説明が適切に含まれている、または意匠の変形例の適切な表示、もしくは他の説明的要素が明細書に含まれている場合には、クレームにおける「表わされた」という用語の後に続けて「および説明された」という文言を追加すべきである。したがってクレームは、「表わされおよび説明された、（意匠が具現または応用されている物品）に係る装飾的意匠」と記載すべきである。

図面または白黒写真

図面開示は、出願の最も重要な構成要素である。すべての意匠特許出願は、権利請求された意匠の図面または白黒写真のいずれか一方を含んでいなければならない。図面または写真は、クレームの視覚的開示全体を構成するため、特許を求める意匠に関するいかなる要素も推測に委ねられることがないように、図面または写真が明瞭かつ完全であることが最も重要である。意匠の図面または写真は、特許法第112

条の第1パラグラフの開示要件を満たすものでなければならない。特許法第112条の要件を満たすには、図面または写真は、権利請求された意匠の外観の完全な開示を達成する十分な数の図を含んでいなければならない。

図面は通常、白紙に黒いインクで作成するよう要求される。図面に代わる白黒写真は、特許規則 § 1.84(b)(1)および § 1.152の要件を前提として許容される。出願人は、本ガイドラインの最後に添付されている、これらの規則を参照すべきである。これらの規則は、意匠特許出願における適切な図面の要件について詳細に定めている。

厚手(ダブルウェイト)の写真印画紙で提出された白黒写真は、その写真の表面に図番号を記入しなければならない。ブリistol紙に張り付けられた写真の場合、対応する写真に最も近い箇所のブリistol紙上に黒いインクで図番号を示すことができる。

1つの出願において、白黒写真とインク図面を組み合わせ、権利請求された意匠の視覚的開示の正式な提出物としてはならない。意匠出願において写真とインク図面の双方を含めた場合、写真と比較されたインク図面の対応する要素の不一致を生じる確率が高い。インク図面の代わりに提出された写真は、周辺環境構造を開示してはならず、権利請求された意匠だけに制限されなければならない。

カラー図面またはカラー写真

特許庁は、カラー図面または写真が必要な理由を説明する、特許規則 § 1.84(a)(2)に基づいて提出された申請書が承認された後にかぎり、意匠特許出願におけるカラー図面または写真を受理する。かかる申請書には、特許規則 § 1.17(h)に定められた手数料、3セットのカラー図面または写真、およびそのカラー図面または写真に示された対象物を正確に描写する白黒のコピー(写真複写)1部を添付し、明細書における図面の説明の前に、下記の文言を含めなければならない:

本特許のファイルは、カラーで作成された少なくとも1つの図面を含んでいる。カラー図面による本特許の写しは、請求に応じて、必要な手数料が支払われた場合に、米国特許商標庁により提供される。

カラー写真が不備のある図面として提出され、さらにその色が権利請求された意匠の一部ではないと出願人が考える場合には、次のようなディスクレーマー(権利の一部放棄)が明細書に追加されるべきである:「権利請求された意匠に示された色は、当該意匠の一部を構成しない」。原出願と一緒にディスクレーマーが提出されない場

合、色は開示および権利請求された意匠の不可欠な部分とみなされる。特許規則 § 1.152は、正式な写真における開示が権利請求された物品に係る意匠だけに制限されることを要求しているため、不備のある図面としてカラー写真が提出される場合にかぎり、ディスクレーマーを用いることができる。

図

図面または写真には、権利請求された意匠の外観、即ち正面、背面、右側、左側、上面および底面を完全に開示する十分な数の図を含めるべきである。要求されてはいないが、立体的意匠の外観および形状を明確に表わすため、斜視図を提出することが推奨される。斜視図が提出された場合、斜視図において表わされた表面が明確に理解され、十分に開示されているのであれば、通常、斜視図に表わされた表面を他の図に描写する必要はない。

意匠の他の図の単なる複製である図、または平坦面でいかなる装飾性も含まれていない図は、その内容が明細書において十分に明確にされている場合には、図面から省くことができる。例えば、意匠の左側と右側が同一または鏡像である場合には、片側の図を提出し、図面の説明において、反対側が同一または鏡像であるという陳述を含めるべきである。意匠の底面が平坦である場合、図の説明において、底面は平坦で装飾が施されていないという陳述が含まれているのであれば、底面図を省くことができる。「装飾が施されていない(unornamented)」という用語は、明らかに平坦ではない構造を含む、視認可能な表面を説明する際に用いるべきではない。クレームは物品全体に関するものであるが、通常の使用時に物品のすべての側面が視認可能ではないため、かかる側面を開示する必要がない場合もある。意匠の要素をより明確にする断面図は許容可能であるが、機能的形態、または権利請求された意匠の一部を構成しない内部構造を示すために提出される断面図は、要求されておらず、許容されることもない。

表面の陰影

意匠のあらゆる立体的側面のすべての表面の性質および外形を明確に示す、適切な表面陰影を施した図面を提出すべきである。表面の陰影は、意匠のあらゆる開口領域と中実領域とを区別するためにも必要である。黒い色および色のコントラストを表わすために使用される場合を除き、塗りつぶされた黒い表面陰影は許容されない。出願時の図面において適切な表面陰影が欠如している場合、意匠の形状および外形が特許法第112条の第1パラグラフに基づき実施不能とみなされる可能性がある。加えて、意匠の形状が出願時の開示から明白ではない場合、出願後における表面陰影の追加は、新規事項(ニューマター)とみなされる可能性がある。新規事項とは、原

出願において表わされなかったまたは提示されなかった、クレーム、図面もしくは明細書に対して、またはこれらから追加されたあらゆるものをいう(本ガイドラインの最後に添付されている、特許法第132条および特許規則 § 1.121を参照)。

破線

破線による開示は、図解のためのものにすぎないと理解されており、権利請求された意匠の一部を構成しない。権利請求された意匠の一部を構成しないが、意匠が使用される周辺環境を示すために必要とみなされる構造は、図面において破線で示すことができる。このようなものとして、意匠が具現または応用されている物品における、権利請求された意匠の一部とはみなされないあらゆる部分が含まれる。クレームが物品に係る表面装飾だけに関するものである場合、その意匠が具現されている物品は、破線で示さなければならない。

一般に、破線が使用される場合には、破線が権利請求された意匠の表現に重なったり、交差しないようにすべきであり、権利請求された意匠の描写に使用された線より重量感のあるものにすべきではない。周辺構造を示す破線が、権利請求された意匠の表現に必然的に重なる、または交差しなければならず、意匠の明確な理解を妨げる場合、かかる図解は、意匠の対象物を十分に開示する他の図に追加して、別個の図として含めるべきである。

宣誓書および宣言書

出願人に義務づけられた宣誓書または宣言書は、特許規則 § 1.63に定められた要件を満たさなければならない。

開示の例

完全な開示とはどのようなものかを出願人が理解しやすいように、図面開示およびこれに付随する明細書の例が、以下のページに提示されている。

開示の例（抜粋）

例-物品全体の開示

私、John Doeは、下記の明細書に明記されている、ジュエリーキャビネットに係る新規な意匠を創作した。権利請求されたジュエリーキャビネットは、ジュエリーを保管するために使用され、筆筒の上に置くことができる。

図1は、私の新規な意匠を表示するジュエリーキャビネットの正面図である。

図2は、その背面図である。

図3は、その左側面図である。

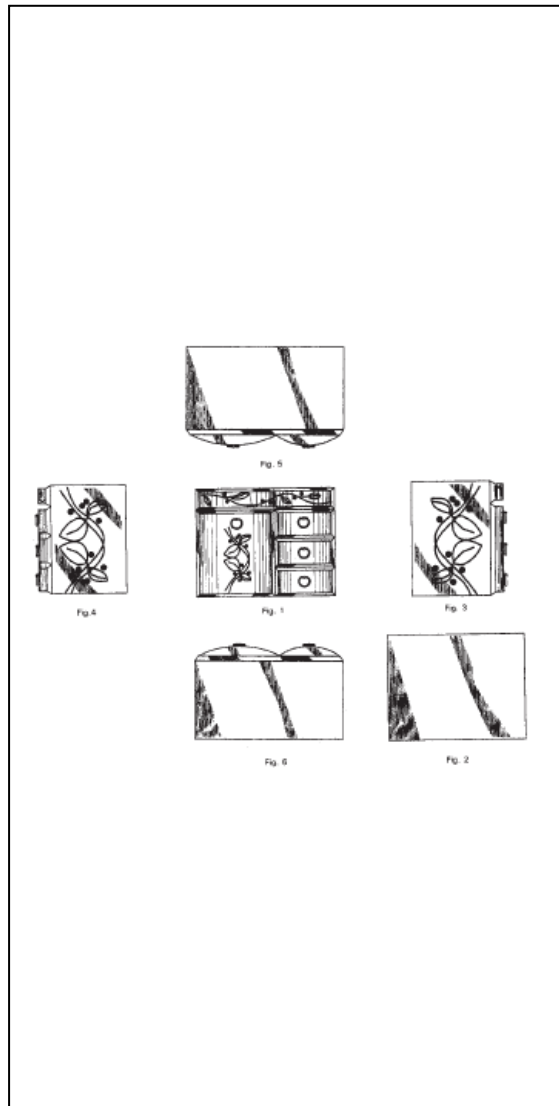
図4は、その右側面図である。

図5は、その平面図である。

図6は、その底面図である。

権利請求の範囲：表わされた、ジュエリーキャビネットに係る装飾的意匠。

明細書



図面開示

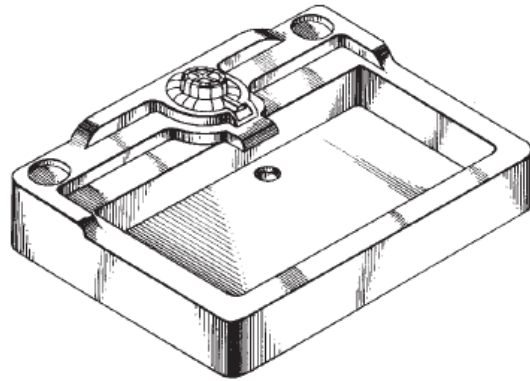
図面の例 (抜粋)

意匠特許出願の図面において一般に使用される2種類の陰影は、直線表面陰影および点描である。これらを個別に、または組み合わせて、ほとんどの表面の性質および外形を効果的に表現することができる。

直線表面陰影



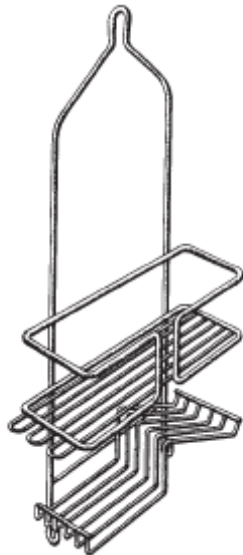
腕時計



流し台

点描

シャンプースタンド



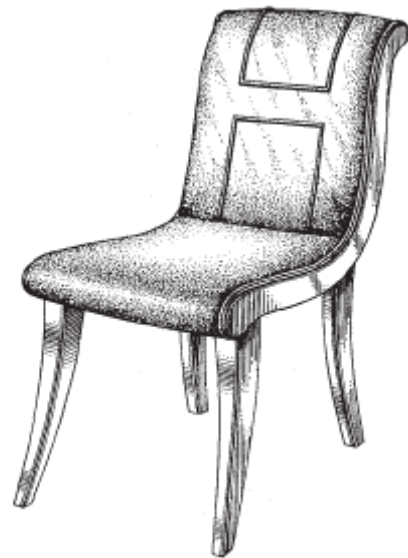
操り人形



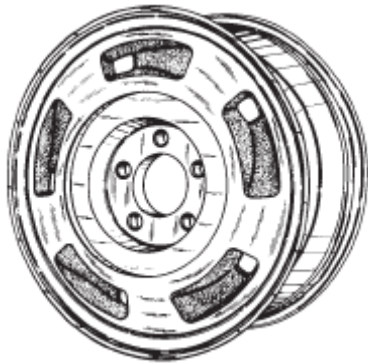
直線陰影および点描の組合せ

点描および直線表面陰影は、表面のコントラストを示すために同じ対象に双方を使用することは許容されるものの、同じ表面と一緒に使用すべきではないことに注意する。

椅子



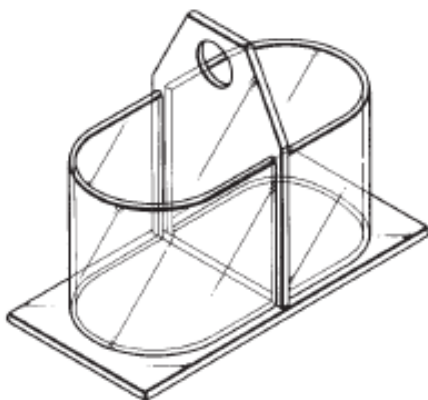
ホイール(図)



透明な材料

透明な表面の背後に見える要素は、破線ではなく、細い実線で示すべきであることに注意する。

アクアリウム



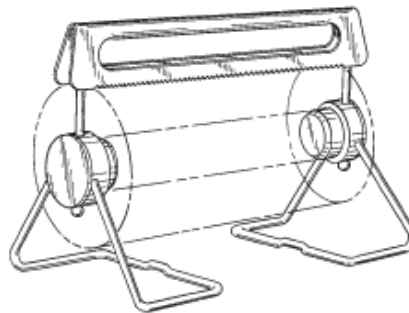
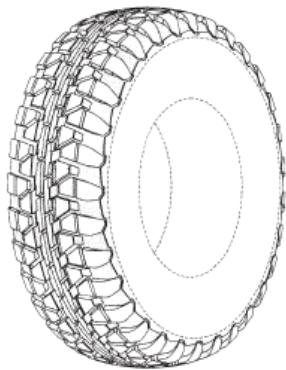
香水瓶



破線による開示

破線は、権利請求された意匠の一部を構成しない周辺環境および境界を示すために使用できる。

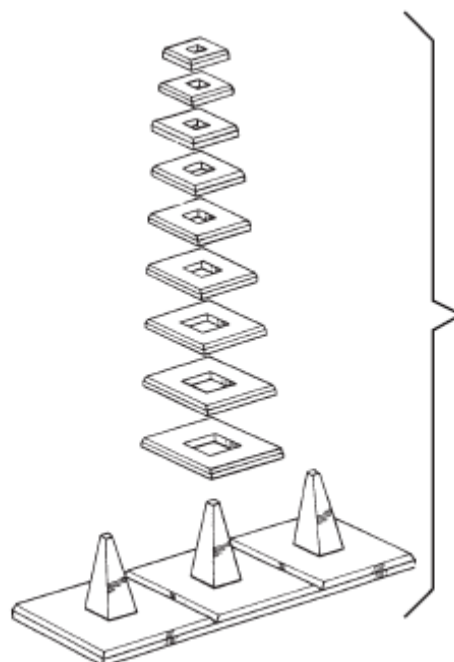
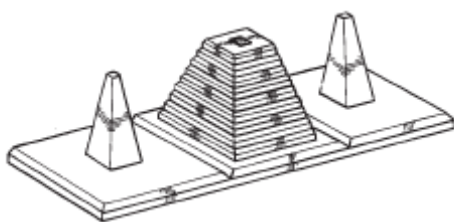
タイヤ



分解組立図

分解組立図は、完成図を補足するものにすぎない。各要素の関連を示すために括弧の片方を用いなければならない。

ゲームコンポーネントの組物-完成図



ゲームコンポーネントの組物-
分解組立図

IV. 欧州における意匠の開示に関する規定について

欧州共同体ガイドライン(日本語仮訳)

意匠の表現及び願書記載事項に関する箇所を抜粋

意匠の表現物

図面の形式

本セクションにおいて、添付書類として認められるのはJPEGファイルのみとし、1添付ファイルあたりの最大サイズを5MBとする。各添付ファイルに含まれる外観図は、1点のみでなければならない。たとえば5つの外観図で意匠を表現しようとする場合、5つのJPEGファイルを提出しなければならない。

図面のサイズ

各図面が使用するスペースは、17cm×24cm、2008×2835ピクセルを超えてはならない。

様式

図面は、中間色背景で再現しなければならず、保護を求める対象の詳細の一切が明確に識別可能、かつ、共同体意匠原簿に記録するため、および共同体意匠公報での直接公告を行うために拡大縮小が可能であるような品質を有していなければならない。

意匠の表現物には、説明的な文章、文言または記号を一切含めてはならず、番号付与も行ってはならない。

繰り返しによる表面模様: 表面に描かれた模様の連続からなる意匠の登録申請を行う場合、意匠の表現物は、模様の全体像に加え、十分な範囲の模様の連続を表わすものとする。

印刷用の活字書体(タイプフェイス): 印刷用の活字書体からなる意匠の登録申請を行う場合、意匠の表現物は、アルファベットの全文字の書体(場合により大文字用書体および小文字用書体)および全アラビア数字の書体、ならびに印刷用タイプスケールを用いた5行の文章による表現物からなるものとし、いずれもピッチサイズ16で表現する。

上記の仕様には特に注意を払う必要がある。実務上、これらの仕様に対する不適合は、当庁が書類上の不備をあげる場合にもっとも多くみられる理由のひとつであり、その結果、出願人にとっても追加作業および重大な時間的損失が不可避となる。

意匠の形態の特定を助ける他の要素の利用

意匠の表現物は、出願人が保護を求める形態に限定される。ただし、表現物には、保護を求める意匠の形態の特定を助ける他の要素が含まれていてもよい。保護を求める形態とそうでない形態を明確に区別するような方法での点線や境界線の使用は、出願人の責任で行う。

図面の数

表現物には、少なくとも1点、最大で7点の添付ファイルが含まれていなければならない。各添付ファイルに含まれる図面は1点のみでなければならない。図面とは、意匠自体またはその詳細を表現する描画図面または写真をいい、白黒またはカラーを問わない。

各意匠は図形の表現物で表現される。多意匠出願には意匠の数相当の図形表現物が含まれる(例えば5件の意匠について多意匠出願する場合、5つの図形表現物が必要であり、各図形表現物は1～7の図面からなり、その結果図面の合計数は5-35となる)

図面のアップロード

出願人は、RCD電子ファイリングツールで「アップロード」をクリックすることにより、OHIMのウェブサーバー上に自己のJPEGファイルを保存することができる。この方法によりファイルを1つ1つ保存することもできるが、これに代えて「保存」ボタンをクリックすることにより、1つの意匠に含まれる全ファイルをアップロードすることもできる。

同一の基本データに基づく複数の意匠

1出願における意匠の数には一切の制限がない。ただし、セキュリティおよびパフォーマンス上の理由から、10点を超える意匠を一度に作成することは認められない。11点以上の意匠を作成する必要がある場合には、ひとまず10点を作成して「保存」し、その後、11点目以降の意匠を必要なだけ追加し続けることを推奨する。

製品の表示および分類

製品の表示

製品の表示は、登録共同体意匠の保護範囲に影響を及ぼすものではなく、法的理由のために必要なものである。出願人は、EUROLOGARNO上の製品リストの中から製品の表示を選択することができる。12,000種類を超える有効な用語が含まれている。登録手続を迅速に進めるためには、このリストを使用することが強く推奨される。

出願人は、出願する各意匠につきこの製品の表示を記載しなければならない。

EUROLOCARNO 上の製品リストを使用しない決定をした場合、出願人自身による製品の表示は、製品の特性を明確に表示するような言葉でなければならない。

説明

出願人は、意匠の表現物の説明を追加することができる。これは出願人の選択による。

説明は、500文字を超えてはならず、意匠の表現物の中に表われている形態のみに関係していなければならない。意匠の（出願人が主張する）新規性または独自性についての記載が含まれてはならない。

説明は、登録原簿への記録も、公告もなされず、RCDの保護範囲に影響を及ぼさない。出願人は、図面中に表わされている形態（色彩、形状等）を限定するために（すなわち、「ディスクレーマー」として）説明を用いてはならない。これは、意匠の説明が、表現物を説明するためにのみ使用できるものであり、複製に表れている形態のみに関係するものでなければならないからである。

言語的要素

言語的要素は、RCD-ONLINEでの詳細検索を容易にするためのものである。出願人は、意匠の説明を記入するためにこの機能を使用してはならない。

意匠の図面の少なくとも1点に含まれる明確に判読可能な「言葉」的要素、たとえば、商標、商業スローガンその他同様の語句（言語表現）のみを入力する。それらの要素には、意匠の表現物の中に表れる文字、文言、数字、キーボード記号および句読点が含まれる。

翻訳、意味の類似性、音声上の類似性、比喩的な同等性、言外の情緒的な意味などは考慮されない。